

1 Go To トラベルキャンペーンの概要について

(1) 概要

※7月20日現在の情報に基づき作成しているため、今後、変更となる可能性があります。

- ・7月22日から事業開始。旅行代金の割引のみ先行して実施され、お土産等に使える地域共通クーポンは準備が整い次第開始。
→地域共通クーポンの開始（9月の予定）までは、旅行代金の割引のみ。
- ・東京都に居住する方は、当面、割引支援の対象外。
- ・国内旅行を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の1/2を国が支援する。
- ・支援額（旅行代金の1/2）の上限は、宿泊旅行が20,000円、日帰り旅行が10,000円。
- ・支援額（旅行代金の1/2）の内訳は、旅行代金が7割（＝旅行代金全体の35％）、地域共通クーポンが3割（＝旅行代金全体の15％）

(2) 国の支援額（割引額）の算定方法

- ・1円単位で算出する。（旅行代金全体の35%以下であればよい。）
- ・「1旅行予約単位」で算出し、料金が異なる子供や幼児も1名としてカウントする。
赤ちゃん等で代金が0円の場合も、1名としてカウントする。

例：大人1名（1泊5万円）、子供1名（1泊1万円）、乳幼児1名（1泊0円）で、宿泊代金6万円のケース

①支援上限額は、6万円（1人あたり2万円×3名） ←宿泊代金の単価が違ってても、支援上限額は、大人も子供も“1人あたり20,000円”0円でも1名とカウント。

②このケースの支援額（割引額）は、3万円（1旅行予約単位の宿泊代金6万円の1/2） ←割引額は、1旅行予約単位で計算する。

- ・事前に予約した宿泊代金（消費税込）が対象で、現地で注文した飲み物や追加料理など、追加のサービスは対象外。
- ・現地で支払う入湯税は対象外。
- ・サービス料は含めても構わない。

Go toトラベルキャンペーンの現時点の情報は、下記に掲載されています。

・日本旅行業協会 <https://www.jata-net.or.jp/gttravel/>

・観光庁 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html



1 Go To トラベルキャンペーンの概要について

(3) キャンペーンへの参加登録について

・キャンペーンに参加するには、各宿泊施設で参加登録が必要。

→参加登録の方法は、キャンペーン事務局立ち上げ後にWEBサイト等に掲載される予定。

参加登録前でも還付請求等に対応することはできるが、登録が認められなかった場合、割引や還付の対象とならない。

・感染拡大防止対策を講じることが参加条件（登録を受けた事業者が下記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする、とされている。）

- ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
- ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
- ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
- ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。
- ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項や、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、控えることが望ましい旨を、周知徹底する。

・参加登録完了後、準備ができた事業者から、旅行代理店やOTA予約サイト、宿泊施設予約システムにおいて、割引後の価格で販売を行うことができる。

→参加登録が完了するまでは、割引前の価格で販売し、旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して還付請求を行う。

例：予約サイトでの予約の場合、①事前決済の場合は、予約サイト経由で還付請求、②現地決済の場合は、旅行者（お客様）が事務局に直接還付請求

(4) 割引価格での販売開始までの還付手続き ※様式等の詳細は調整中で、事務局WEBサイト等で周知される予定

旅行者（お客様）が下記の書類により、郵送又はオンラインで事務局に還付請求。

A申請書 + B領収書（原本） + C宿泊証明書 + D個人情報同意書

↓ 宿泊施設では、

①下記の書類をお渡し、お客様自身での還付請求をご案内する。

B領収書 + C宿泊証明書

②宿の参加登録が認められなかった場合は割引対象とならないということもお伝えする。

割引（還付請求）の対象となるもの

事前に予約した宿泊代金（消費税込）

- ・サービス料は含めても構わない

割引（還付請求）の対象とならないもの

- ・現地で注文した飲み物や追加料理など、追加のサービス
- ・現地で支払う入湯税

2 京丹後市民限定泊まって応援キャンペーン（3,000円）や京都府キャンペーン（2,500円）との併用

Go Toトラベルキャンペーンと「京丹後市民限定泊まって応援キャンペーン」は、観光公社からの予約手配の場合に限り、併用ができます。

・対象者

【7月中】京丹後市民限定泊まって応援キャンペーン：京都府民
京都府「京都のお宿の魅力再発見キャンペーン」：近畿2府4県在住者 ※7月末で終了

【8月中】京丹後市民限定泊まって応援キャンペーン：
全国対象としていましたが、東京都に居住の方については、7月22日以降は割引の対象外とし、7月21日以前に予約を受け付けている方については割引の対象とする予定です。
決定次第、改めてお知らせします。

お問い合わせ

京丹後市観光公社
TEL：72-6070



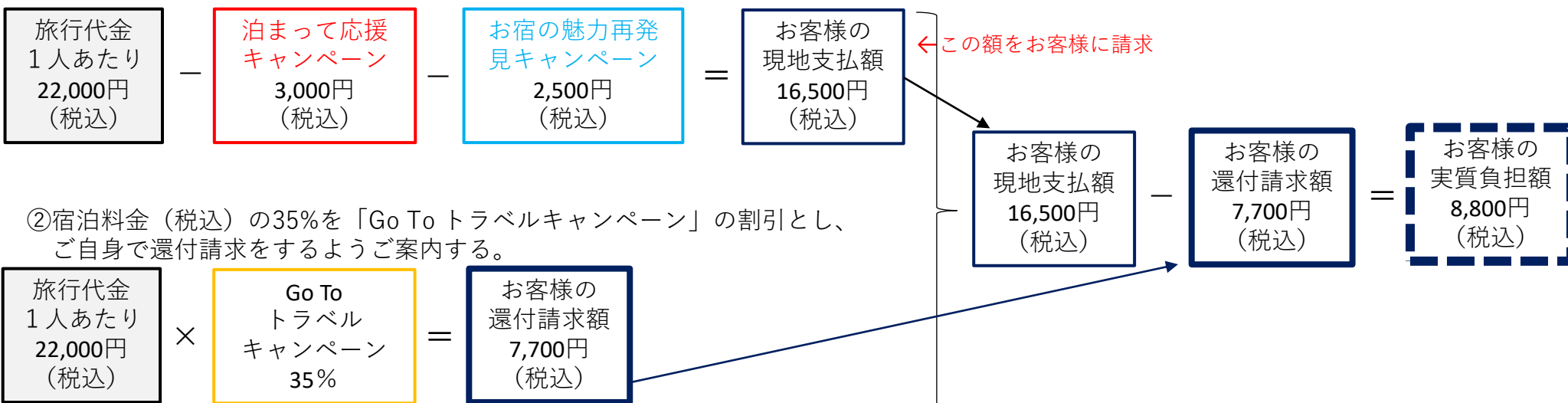
このシートは、
京丹後ナビにも掲載
しています。

・併用方法と計算方法（旅行代金を税込22,000円（税抜20,000円）と仮定）

基本的な考え方

- ・他キャンペーンの割引も、割引前の宿泊料金（税込）から割引する。
- ・国の割引額は、割引前の宿泊料金（税込）の35%で計算する。

①宿泊料金（税込）から、「Go Local! 京丹後市民限定泊まって応援キャンペーン」分の3,000円（税込）や、「京都のお宿の魅力再発見キャンペーン」分の2,500円（税込）を引いた額をお客様に請求する。



事前に予約した宿泊代金のみ。現地で注文した飲み物や追加料理など追加のサービスや現地で支払う入湯税は含まない。